### 八戸工業大学 新型コロナウイルスへの対応方針(第9報)

2020年7月30日(8月1日~適用) 学長 坂本 禎智

新型コロナウイルス感染者数は、7月以降再び全国で拡大しており、本県においても複数の感染者が発生しています。また、各地の大学でも集団での会食や感染拡大地域への移動後に感染が拡大している 状況が見受けられます。このような中、8月以降は、夏季休業やお盆等の諸行事の時期を迎え、更に広 域的な人の移動が見込まれることから、感染拡大防止の取組を引き続き進めることが求められています。

本学では、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止し、教職員の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先とするため、引き続き以下の対応方針に基づき実施します。なお、新型コロナウイルスに関する状況や情報は日々変化していますので、それに応じて対応方針も更新する予定です。定期的に最新の情報をご確認ください。

### 1. 感染予防について

- (1)手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行う。(出勤時の手洗いを励行)
- (2)マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3)外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。 ※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、 口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。
- (4)換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底すること。

### 2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行うこと。なお、該当事項が生じた場合には、学事課に連絡し、就業上の判断を仰ぐこと。

- (1)毎日2回(朝・夕)、体温を測って自分の健康状態を「健康記録簿」に記録すること。
- (2)風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。
- (3)次の症状のいずれかが現れた場合は、直接医療機関には行かず、学事課に報告の上、帰国者・接触者相談センター(八戸市の場合、平日8:15~17:00は0178-43-2291、休日・夜間は0178-43-2111)に電話で相談すること。
  - ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ②重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
    ※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患等)等)が
    ある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

妊婦の方についても、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談 センターに相談してください。

③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い 症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方 も同様です。)

- (4)症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学事課に報告し、指示を仰ぐこと。
  - ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。
  - ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、 それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
  - ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。
- (5)健康管理において重要となる免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。また、居室等の清掃、換気を行うなど環境衛生を良好に保つよう努めること。

### 3. 感染者、濃厚接触者の取扱いについて

帰国者・接触者相談センターから対応の指示を受けた場合や医療機関等から新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに学事課へ報告すること。

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者と特定された者は2週間の出勤停止とする。なお、 感染者は治癒証明書の提出をもって出勤停止解除とする。

### 4. 出張等の取扱いについて

出張の取扱いは以下のとおりとする。

- (1)出張については基本的に可とし、移動、滞在中は十分な感染予防に努めるものとする。ただし、新規感染者が持続的に発生している地区への出張、滞在は自粛すること。いずれにしても、用務の重要性等を踏まえ、適切に要否の判断をすること。
- (2)出張する場合は、以下の点に留意すること。
  - ①「1.感染予防について」に十分留意し、感染予防の徹底に努めること。
  - ②新規感染者が持続的に発生している地区への出張者は、出張後2週間、自身の健康状態の経過を観察すること。
  - ③経過観察の期間中に感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、学事課へ報告し、指示を受けること。
- (3)私的旅行についても、上記の取扱いに準じること。

# 5. 海外渡航について

海外渡航の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 海外渡航は私的旅行も含め、当面禁止とすること。

【以下(2)~(4)は「海外渡航当面禁止」のため適用しない。参考掲示。】

- (2)やむを得ず渡航する場合、学事課へ事前事後に報告するとともに、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。
- (3)また、状況に応じ、以下の対応をとること。なお、該当症状が生じた場合は、学事課に連絡し、就業上の判断を仰ぐこと。
  - ①帰国時点で発熱(37.5℃以上)あるいは呼吸器症状のある者 速やかに空港または港湾の検疫所に報告し、その指示に従うこと。
  - ②帰国時点で上記①に該当しない者
    - ・帰国後2週間は不要不急の外出を避け、自身の健康状態の経過を観察すること。
    - この間の業務は在宅勤務を原則とすること。

(4)上記(3)の観察期間に発熱あるいは呼吸器症状が出た者

他人との接触を可能な限り避け、速やかに学事課に報告し、帰国者・接触者相談センター(八戸市の場合、平日8:15~17:00は0178-43-2291、休日・夜間は0178-43-2111)に電話で相談すること。

### 6.在宅勤務等について

接触機会を減らし感染拡大を抑える観点から教職員が在宅勤務を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 臨時休業の実施及び「5.海外渡航について」に該当する場合並びに同様の対応が必要と判断される場合、自宅等での在宅勤務とすることができる。
- (2)在宅勤務実施の可否は大学で判断し、実施日数の目安を示すことができる。
- (3)実施に当たっては、出勤簿と合わせて勤務管理の適正を図るため、所定の様式「在宅勤務報告(申請)書」を学事課に提出すること。

### 7. 来客対応について

他都道府県からの来学(業者等含む)は、感染防止に努めて対応可とする。

## 8. 学内行事等について

感染防止に十分留意した上での実施とする。なお、文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止・変更する場合がある。

## 9. 学生関連について

学生の対応は、「学生生活・授業等における新型コロナウイルス感染防止対策」(学生用)によること。

10. 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)等の利用について

接触確認アプリ(COCOA)や自治体独自の通知システムの利用登録は、感染拡大防止の早期対応が期待できることから利用を推奨するものであること。